

防犯カメラシステム運用細則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は団地管理規約第18条の規定により、次のとおり防犯カメラシステム運用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（目的）

第1条 本細則は、本団地において、いたずら・事件等の抑止のために設置した防犯カメラシステム及び当該システムにより録画された画像（以下「録画面像」という。）を、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、適正に運用することを目的とする。

（防犯カメラの設置場所）

第2条 防犯カメラを防犯上必要と思われる場所に設置する。なお、設置場所については理事会で決定するものとする。

（機器類の設置場所）

第3条 録画装置（防犯カメラに内蔵しているものは除く）、モニターテレビ等の機器類は管理上必要な個所に設置する。なお、設置場所については理事会で決定するものとする。

（管理）

第4条 管理組合は、防犯カメラシステムおよび録画面像を適正に管理するものとする。

- 2、 管理組合は、前項の業務について、適正な管理が行うことができる第三者に委託することができる。
- 3、 管理業務委託者の業務に従事する者（以下「管理要員」という。）は、管理上、モニターテレビ等の映像内容の確認を行う場合がある。ただし、常時監視は行わないものとする。

（録画面像の閲覧等）

第5条 理事長は、次に掲げる行為が発生した場合、理事会の決議を経て、理事会で指名した理事長を含む他の理事の中から、複数名にて録画面像を閲覧させることができるものとする。

- 1) 犯罪行為
 - 2) 区分所有者、占有者または管理組合に対する汚損、破壊行為
 - 3) その他理事長が録画面像の閲覧が必要と認める行為
- 2、 理事長は、前項の理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、自己またはその他の理事を含む3名以上に立ち合わせるにより、閲覧することができるものとする。この場合、理事長はすみやかに理事会に報告しなければならない。

3、 理事会は録画画像の閲覧、調査および資料の作成等を第三者に委託できるものとする。

4、 第1項にかかわらず、防犯カメラシステム維持管理のため実施する定期的な点検整備および修理実施時には、前条第2項により委託を受けた第三者および管理要員等が、録画画像を確認することができるものとする。

(録画画像の貸与)

第6条 理事長は警察、裁判所、検察等の公的機関から令状等をもって録画画像の開示または貸与等を求められた場合は、理事会の決議を経て、開示又は貸与等を行うことができるものとする。

2、 理事長は、前項による公的機関の要請が極めて緊急であると判断した場合でかつ前項の理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、自己またはその他の理事を含む3名以上に立会いさせることにより、録画画像の開示又は貸与等を行うことができるものとする。この場合、理事長はすみやかに理事会に報告しなければならない。

3、 第1項および第2項の場合において、理事長は、貸与の相手方に対し、録画画像の利用目的、貸与期間、第三者利用の制限、返却方法等を書面に記載して提出するよう求めるものとする。

(保存、取扱い)

第7条 管理組合は、録画画像を理事会が定める一定期間保存するものとし、この期間が経過したときは、消去するものとする。ただし、一定期間を超えて録画画像を保存する必要がある場合は、理事会の決議を経て、その期間を延長することができるものとする。なお、理事会が定める保存期間に満たない機器の場合は、その機器の保存期間を最大とする。

(録画画像の複製)

第8条 理事長は、次に掲げる場合に限り、録画画像を複製できるものとする。

- 1) 第5条に定める録画画像を閲覧するために一時保存する場合
- 2) 第6条に定める録画画像を貸与する場合
- 3) 第7条に定める一定期間を超えて録画画像を保存する場合

(録画画像の処分)

第9条 第6条第1項および第2項により貸与していた録画画像の返却があった場合には、すみやかに当該録画画像を消去する等適切な方法により処分するものとする。ただし、理事会の決議により、保管の必要があると判断された場合はその限りではない。

(守秘義務)

第10条 他の理事、管理要員、録画画像の閲覧時の立会い者および第5条第3項の委託を受けた第三者等は、防犯カメラシステムの運用に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後であっても同様とする。

(細則の改廃等)

第 11 条 本細則の改廃は、本規約第 49 条（団地総会の会議および議事）第 2 項に定める総会の決議を経なければならない。

2、 本細則に定めのない事項が生じたときは、理事会で協議をして決定するものとする。

附 則

(細則の発効)

第 1 条 本細則は、2022年6月1日から効力を生じる。

(細則の改正)

第 2 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。